豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の自立と福祉の増進を図るため、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日厚生労働省障発第0801002号)に規定する日中一時支援事業(以下、「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等の一時的な休息等のために、日中において見守りや社会に適応するための日常的な訓練など必要な支援を行うこととする。

(利用対象者)

- **第3条** 本事業を利用することができる者は、本市に居住又は本市が援護を実施する次の各号のいずれかに該当する者であって、支援が必要と市長が認めた者とする。
 - (1)身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者
 - (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。) のうち18歳以上である者
 - (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であって18歳以上である者
- (5) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本事業を利用することができないものとする。
- (1)疾病等により、医療機関に入院して治療を受ける必要がある者
- (2) 伝染病にかかっているか、又はかかっているおそれがある者
- (3) 周囲に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者
- (4) その他市長が不適当と認めた者

(利用の申込み)

第4条 本事業を利用しようとする者又はその保護者(以下、「申込者」という。)は、 あらかじめ豊中市障害者等地域生活支援事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出 しなければならない。

(利用決定等)

- 第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、本事業の利用の必要性を検討したうえで利用の可否を決定し、豊中市障害者等地域生活支援事業利用決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により本事業の利用決定を行ったときは、申込者に地域生活支援事業受給者証(以下、「受給者証」という。)を交付するものとする。

(利用料等)

- **第6条** 本事業を利用する者又はその保護者(以下、「利用者」という。)は、次の各号に掲げる利用料等を支払わなければならない。
 - (1) 第3条に規定する者が利用したときの利用料は、別表に定める額とする。 ただし、利用者が生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯に属する場合は無料とし、 市民税課税世帯に属する場合は月額4,000円を上限額とする。
 - (2) 食事の提供に要する費用、送迎サービス料等の実費
- 2 利用者は、前項に規定する利用料等を事業者へ支払うものとする。ただし、市の委託により本事業が運営されている場合、市長は利用料等を利用者から徴収するものとする。

(利用料の変更)

第7条 市長は、利用者の属する世帯に特別な理由があると認められる場合は、利用料を変更することができる。

(利用の変更等)

- 第8条 利用者は、利用する事業内容を変更又は取り消すときは、受給者証を添えて豊中市障害者等地域生活支援事業利用(変更・取消)申込書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、利用者から前項の届出があったときは、速やかに可否を決定し、豊中市障害者等地域生活支援事業利用変更決定通知書(様式第4-1号)又は豊中市障害者等地域生活支援事業利用取消通知書(様式第4-2号)により利用者へ通知しなければならない。

(利用の取消し)

- **第9条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 死亡又は市外に転出したとき
 - (2) 医療機関等への入院等により3か月以上継続して本事業を利用しなかったとき

- (3) 虚偽の申込み又は不正行為によって利用の決定を受けたとき
- (4) その他市長が本事業を提供することが不適当と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、豊中市障害者等地域生活支援 事業利用取消通知書(様式第4-2号)により利用者へ通知するものとする。

(運営主体)

- **第10条** 本事業の運営主体は、次のいずれかに該当し、適切に事業を行うことができる者として市長が指定した者(以下、「事業者」という。)とする。
- (1) 社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) その他市長が適当と認めた者
- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、豊中市障害者等日中一時支援事業者 指定(更新)申請書(日一実 様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは前項に規定する申請書に参考となる書類を添付 させることができる。
- 4 第1項の規定による指定は、豊中市障害者等日中一時支援事業者指定通知書(日一 実 様式第6号)を交付することにより行うものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要な場合、社会福祉法人等に事業の運営を 委託することができる。

(変更の届出)

- 第11条 前条第1項の規定により指定を受けた事業者において、運営に関する事項について変更が生じた場合は、次の各号に規定する書類により、10日以内に市長に届け出なければならない。また、やむを得ない事由により変更が生じた日から30日を超えて届出をする場合は、市長に「遅延理由書」を併せて提出しなければならない。
- (1) 豊中市障害者等日中一時支援事業運営変更届(日一実 様式第7号)
- (2)変更内容に関する添付書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定の期間)

- **第12条** 事業者の指定の有効期間は、6年とする。有効期間を満了した後も引き続き 事業を実施する場合は、更新を行わなければならない。更新の手続きについては、第 10条の規定を準用する。
- 2 前項の規定による更新は、豊中市障害者等日中一時支援事業者指定更新通知書(日 一実 様式第8号)を交付することにより行うものとする。

(事業の廃止又は休止、再開の届出)

第13条 事業者は、本事業を廃止又は休止、もしくは再開(以下、「廃止等」という。) しようとするときは、豊中市障害者等日中一時支援事業廃止(休止・再開)届出書(日 一実 様式第9号)により、廃止等をしようとする日の30日前までに市長へ届け出 なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由により廃止等となる場合は、 この限りでない。

(実施日及び実施時間)

第14条 本事業の実施日及び実施時間は、各事業者において定める運営規程に基づいて実施するものとする。

(実施場所)

第15条 本事業の実施場所は、市、社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業 所、障害者支援施設その他事業の実施が可能と市長が認めた場所とする。

(実施上の留意事項)

- **第16条** 事業者及び市の委託を受けた社会福祉法人等は、本事業実施にあたって次の 事項に留意し、円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。
 - (1) 事業に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること
 - (2) 利用者及びその家族に関して業務上知り得た秘密を守ること
 - (3)利用契約に際しての説明、書面の交付その他の社会福祉事業の実施に関して社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定められた事項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)に定められた事項について遵守すること

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 18 年 (2006 年) 10 月 1 日から実施する。 附 **則**
- この要綱は、平成 19 年(2007 年) 4 月 1 日から実施する。 **附 則**
- この要綱は、平成 22 年(2010 年) 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成 24 年(2012 年) 4 月 1 日から実施する。 **附 則**
- この要綱は、平成 25 年(2013 年) 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成 30 年(2018 年) 6 月 1 日から実施する。 **附 則**
- この要綱は、令和元年(2019 年) 5 月 1 日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和3年(2021年)6月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和5年(2023年)1月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和7年(2025年)6月23日から実施する。

別表 (第6条関係)

利用時間	利用料
4 時間未満の場合	300 円
4時間以上8時間未満の場合	400 円
8 時間以上の場合	600 円

(様式第1号)

豊中市障害者等地域生活支援事業利用申込書

豊中市長様

次のとお	り申し込	みます。 申込年	月日	年	月	E	}
	フリガナ						
申込者			生年月日 生年月日		年	月	
*利用者	氏名		エ ー /フロ 		+	Ħ	
本利用台 が18歳未 満の場合		個人番号:					
周り場合 は 保護者		〒					
休暖白	居住地	中の連絡先を	きお願いし	 します)			
フリ			生年月日		年	月	
利用申记							
	「18歳未満	個人番号:	続柄				
【同意欄以下の内	- .	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	んでくだ	さい			
					はい	• 616	ラ
な範囲で提供することに同意します。また、利用料決定のため、豊中市長が、私及び私の属する世帯の個人番号を閲覧すること並びに市民税課税台帳、住民基本台帳及び生活							
		ででは、 ・ 照会することに同意します。	NETHOR	次し工心			
<u>(通学支</u>	援ご利用	<u>(の方)</u>					
		中市障害者相談支援センター及び通学中の学校 ご提供することに同意します。	に、私に関	する情報	はい	• 616	え
と又及に犯							
	*希	利用を希望するサービス 望するサービスに図を入れてください。			月当た 望支統		
□ 移動	 動支援	□ 移動支援					時間
事		□ 通学支援					時間
	中一時支援	事業					В
口訪問	50000000000000000000000000000000000000]サービス事業					
	4 +0 L (20年に明オス型ウにヘルマールので	ハの笹田		- 		
あ [] 【世帯	てはまるも	限月額に関する認定について、次の区 9 のに図を入れてください。いずれにもあてはま 書者(18歳以上)…本人と配偶者 障害児…係	もうない場合	は空欄にし	ノてくだ	さい。 歳以上)	
口生活	 舌保護受給	 計世帯の方					
口市田	可村民税非	課税世帯に属する方					
口市田	可村民税課	親税世帯に属する方であって、障害者で市E	町村民税所	行得割額16	5万円未	満	
も	しくは、障	章書児で市町村民税所得割額28万円未満の)世帯の方				
中汉書	提出者	□ 申込者本人 □ 申込	者本人以タ	し (下の脚	に記る、)	
			<u> </u>		にロレハ	,	
氏	<u></u>		申込者と	り対策()

年 月 H

豊中市長

豊中市障害者等地域生活支援事業利用決定通知書

障害者等移動支援事業・障害者等日中一時支援事業・重度身体障害者入浴介助サービス 事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

	受給者証番号		支給決定日	年 月 日
	支給決定障害者 (保護者)氏名			
	支給決定に係る 児 童 氏 名			
	決 定 結 果			
支給内容及び支給量				有効期間
 	移動支援			
決定の内容	日中一時支援			
谷	訪問入浴介助サービス			
	利用者負担上限 月額			
	理由			
1	備考			

(教 示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができま す。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊 中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ の処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)また、この処分の通知を受けた日の翌日か ら起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対 する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

【問い合わせ先】 〒561-8501 豊中市役所 障害福祉課 TEL:

FAX:

(様式第3号)

豊中市障害者等地域生活支援事業利用(変更・取消)申込書

豊中市長様

_次のとお	マのとおり申し込みます。				年	月) E	3			
	フリガナ										
申込者			生	E年月日		年	月				
*利用者	氏名					·					
が18歳未満の場合		個人番号: 〒									
は保護者	居住地	'									
		電話番号		(平日、日	中の連絡先を	お願い	します)				
フリ	ガナ			上年月日		年					
利用申记				L-77U			/ J				
児童 *利用者が	「18歳未満			続柄							
の場合 【 同意欄	の場合、記入 個人番号:										
	【回 忌懶】 <u>以下の内容を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください</u>										
この事業の受託事業者又は指定事業者に対し、私に関する情報をサービス提供に必要 はい								ハえ			
		に同意します。また、利用料決定のため 子号を閲覧すること並びに市民税課税台帳									
		・照会することに同意します。									
	援ご利用					1 -1 -1-3		\ <u>-</u>			
		管害者相談支援センター及び通学中の学校 はすることに同意します。	交に、私	に関する	情報を支	IAV.	۰ ۱۱۷	ス			
変更・取		□ 移動支援		〕 移動	支援						
望するサ	ーヒス										
*変更・助サービスに		□ 日中一時支援事業									
てください		ロ 訪問入浴介助サービス事業									
		ロ サービスの利用内容を変更し 【理由】	たい。	(変更	日年。	月 E	から)				
			n±	.BB / 🗀 🔨	亦舌圣蚀						
	る項目に☑ 内容を記入		_	同/月へ /月へ変	変更希望 更希望						
せんれい ひ		ロ サービスの利用を取り消した	-U1 ₀	(取消日	年	月	日)				
		口 住所、氏名、負担上限月額の	変更。	(変更	日年。	月日	から)				
		【内容】									
申込書	提出者	□ 申込者本人 □	申込者	本人以:	外(下の村	闌に記	(入)				
氏	名			申込者	との関係	()				

年 月 H

豊中市長

豊中市障害者等地域生活支援事業利用変更決定通知書

障害者等移動支援事業・障害者等日中一時支援事業・重度身体障害者入浴介助サービス 事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

	受給者証番号		変更決定日	年 月 日
	支給決定障害者 (保護者)氏 名			
	支給決定に係る 児 童 氏 名			
		支給内容及び支給量		有効期間
変更後決定内容等	移動支援			
() () () () () () () () () () () () () (日中一時支援			
容等	入 浴 介 助 サ ー ビ ス			
	利用者負担上限 月額			
変	更の理由			

不服申立て及び取消訴訟 (教 示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができ ます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は 豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)また、この処分の通知を受けた日 の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その 審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

【問い合わせ先】 ₹561-8501 豊中市役所 障害福祉課 TEL:

FAX:

年 月 日

豊中市長

豊中市障害者等地域生活支援事業利用取消通知書

障害者等移動支援事業・障害者等日中一時支援事業・重度身体障害者入浴介助サービス 事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

受給者証番号	
支給決定障害者 (保護者)氏 名	
支給決定に係る 児 童 氏 名	
支給決定取消日	
取 消 理 由	

(教 示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は 豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)また、この処分の通知を受けた日 の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その 審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

【問い合わせ先】 〒561-8501 豊中市役所 障害福祉課 TEL:

FAX:

1 /3 🗀

豊中市障害者等日中一時支援事業者指定(更新)申請書

豊	中市長 様				5 事 務 所 在 地							
			申請者	f { 名	称	:						
				人 代表者の	の職・名前	:						
						•						
	豊中市障	害者等日中一時	寺支援事業者	の指定を	受けたいの	りで	、関係資	資料を認	たえて申請	もしま	す。	
		(フリカ゛ナ)										
	名称											
	主たる事務所の	〒 −										
申	所 在 地											
請	連 絡 先	電話番号					FAX番号	를				
时	法人の種別							•				
者	/\ = * 6				ויכ	か゛ナ						
	代表者の職名・名前	職名	名:									
					1	ניחו						
	代表者の住所	〒 -										
		(フリカ゛ナ)										
	名 称											
	所 在 地	〒 −										
	,,, <u>i</u>											
指 定	連 絡 先	電話番号					FAX番号	큵				
を		名前					他の	職務との	の兼務の有	無		
受	管 理 者		他の事業所									
けよ		又は施設を兼務		サービス の種類					職種			
う		当該兼務する第	業務の内容等	-7 12700			1					
٢		職種										
す る	職員の職種 ・員数		専従	兼務	専従	j	兼務	専従	兼務	_	専従	兼務
事	AW.	常勤										
業		非常勤										
所	利用定員					人						
	障害福祉サ-	- ビスで既に指揮	定を受けている	る事業名								
		し指定及び申請。										

(日一実 様式第6号)

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊中市長

豊中市障害者等日中一時支援事業者指定通知書

年(年)月日付で申請のあった豊中市障害者等日中一時支援事業者の指定については、豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり事業者として指定します。

記

- 1. 事業者の名称
- 2. 事業者の所在地
- 3. 事業所の名称
- 4. 事業所の所在地
- 5. 事業所番号
- 6. 指 定 年 月 日 年 (年)月 日
- 7. 指定の有効期間年(年)月日から年(年)月日まで

豊中市障害者等日中一時支援事業運営変更届

豊中市長様

申込者 所在地:

名 称:

代表者職名・名前:

豊中市障害者等日中一時支援事業の運営について、次のとおり変更を届け出ます。

		名 称:						
指定申請同	内容を変更した事業所	所在地:	所在地:					
		指定番号:						
	変更があった事項(※	1)	変更の内容	字 (※ 2	• 3)			
1	事業者の主たる事務所	斤の所在地	(変更前)					
2	事業者の代表者の職・	氏名及び住所						
3	事業所の名称							
4	事業所の所在地							
5	事業所の建物の構造等	Ė.						
6	事業所の管理者の氏名	(変更後)						
7	その他、管理者に関す	^ト ること						
8	サービス管理責任者の	氏名及び住所						
9	従業者の職種及び員数	女						
10	従業者の勤務体制及び	が勤務形態						
11	その他、従業者に関す	⁺ ること	(変更理由等)					
12	運営規程							
13	主な掲示事項							
14	その他							
	変更(予定)年月1	∃	年	月	日			

- ※1 該当番号の左欄に○を付してください
- ※2 変更内容の記載に当たって欄が不足するときは、別紙を添付してください
- ※3 変更内容がわかる書類を添付してください

(日一実 様式第8号)

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊中市長

豊中市障害者等日中一時支援事業者指定更新通知書

年(年)月日付で申請のあった豊中市障害者等日中一時支援事業者の指定については、豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱第12条において準用する同要綱第10条の規定により、下記のとおり指定の更新をします。

記

- 1. 事業者の名称
- 2. 事業者の所在地
- 3. 事業所の名称
- 4. 事業所の所在地
- 5. 事業所番号
- 6. 指定更新年月日 年(年)月日
- 7. 指定の有効期間 年 (年) 月 日から
 - 年(年)月日まで

豊中市障害者等日中一時支援事業廃止(休止・再開)届出書

豊中市長様

申込者 所在地:

名 称:

代表者職名・名前:

豊中市障害者等日中一時支援事業について、次のとおり廃止(休止・再開)をしますので、届け出ます。

	名	称:									
廃止(休止・再開)する事業所	所在	所在地:									
	指定	番号	:								
廃止・休止・再開の別			Ę	廃止	•	休止	•	再開	1		
(休止の場合) 予定期間			年	月	日	~	年	月	日		
(廃止又は再開の場合) 廃止又は再開の年月日					年	月	日				
廃止・休止の理由											
現にサービス又は支援を受けてい 利用者に対する措置 (廃止・休止の場合のみ)	いた										

<備 考> 1. 再開に係る届出の場合は、休止前の運営承認事項に変更がある場合は、「豊中市障害者等日中一時支援事業運営変更届」(日一実 様式第8号)を添付してください 2. 必要に応じて関係書類を添付してください